

第三者行為の届出について ～被保険者への制度周知～

1. 介護保険における第三者行為による求償の概要

第三者が起こした行為（交通事故等）が原因で要介護状態になったり、要介護度が重度化し、被害者（被保険者）が介護保険給付を受けることになった場合、その費用は、加害者である第三者が負担すべきと考えられます。

介護保険では、介護保険法第21条第1項の規定に基づき、第三者の行為が原因により行った保険給付額を限度として、保険者（沼津市）は、被保険者が第三者（加害者）に対して有する損害賠償の請求権を取得（請求権の代位取得）するとされています。

このように、第三者が起こした行為が原因で、保険者が受けた損害を填補するための求償行為を「第三者行為による求償」といいます。

2. 第三者行為により介護が必要になった場合の被保険者側の手続き

介護保険法施行規則が改正され、平成28年4月1日から、第三者の行為により介護給付等を受けることとなった場合、第一号被保険者は、第三者の氏名や被害の状況等を記載した届出を沼津市へ提出することが義務付けられました。

（1）提出書類

- ア. 第三者行為による傷病届
- イ. 交通事故証明書（自動車安全運転センター静岡県事務所にて有償発行）
- ウ. 事故発生状況報告書
- エ. 念書
- オ. 誓約書

※第三者行為による求償事務は、被保険者が上記書類を沼津市へ提出することによりはじまります。

※書類の提出は、第三者行為が原因で介護保険給付を受けることになった場合、すみやかにご提出をお願いします。

（2）提出場所

沼津市役所介護保険課へ提出してください。

提出書類（イ.を除く）は、別掲PDFをダウンロードしてご利用いただけます。

（3）その他

沼津市へ提出された書類に基づき、第三者側（加害者・損害保険会社等）と沼津市から委託された静岡県国民健康保険団体連合会が損害賠償の交渉を行います。

【参考】—介護保険法・介護保険法施行規則抜粋—

(損害賠償請求権)

介護保険法

第21条 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価値の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項に規定する場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村は、その価格の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

3 市町村は、第1項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)であって、厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

(第三者の行為による被害の届出)

介護保険法施行規則

第33条の2 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第1号被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出を、市町村に提出しなければならない。

一 届出に係る事実

二 第三者の氏名および住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

三 被害の状況